

古代山城としての鞠智城

一、「城」とは何か

「城」という概念は、民族により、また、同一民族でも時代により変化している。中国文字学の基本的な古典である『説文解字』（後漢の許慎撰）には「城は以つて民を盛る也」とあり、『大漢和辞典』（諸橋轍次著）は、「①城壁。都市を囲繞するくるわ。

内側のものを城、外側のものを郭とする。②都。国。国都。」と

する。つまり中国では「城」は都市を囲む城壁、城壁で護られた都市の意味であり、城市的の語もある。市街地が城壁で囲繞されるのは古代オリエントやギリシャの都市国家、中世イスラムでも同様であり、ローマ帝政時代には軍団駐屯地の城塞や国境の長城が構築された。中世ヨーロッパでは領主の邸宅を城壁で囲んだ Castle（英）・Chateau（仏）等があり、イスラム都市の影響を受けて城郭都市も出現した。一方、朝鮮半島では三国時代

岡 田 茂 弘

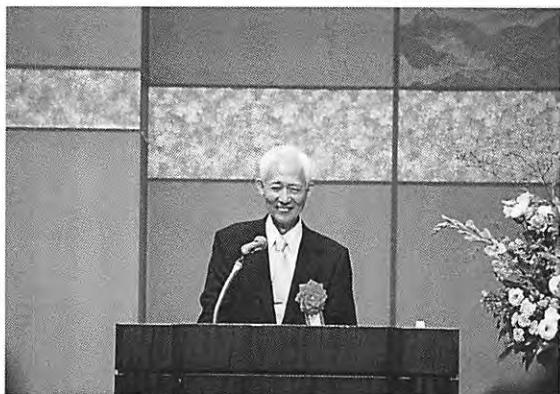


図1 発表中の岡田茂弘氏

から多数の山城が築造され、戦乱寺の住民の避難・籠城に利用された。

『広辞苑』（新村出編）は、「城」を「敵を防ぐために築いた軍事的構造物」とするが、その使用は軍事のみに限定できぬから、「城とは、政治目的で選ばれた土地に設けられた防禦的構造物」とするべきで、その遺跡を「城跡」と判断する基準は、「防衛的構造物」自由な出入を規制する施設の遺構の存在」にある。

二、日本古代の城

日本の古代一七〇九世紀に日本列島の東と西に城が造られた。『日本書紀』によると、日本列島での恒常的な城柵の初見は大化三（六四七）年に越国（新潟県）に造られた渟足柵で、翌年には同じく越に磐舟柵、斎明天皇四（六五八）年七月初見の都岐沙羅柵造と日本海沿岸東北部の柵が続き、蝦夷に備えて柵戸を置いたことが知られている。一方、西日本の古代城は天智天皇一（六六三）年の白村江敗戦直後に唐・新羅軍の侵攻に備えて同三（六六四）年対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国等に防人・烽を置き、筑紫国（福岡県）に水城を築いたのが嚆矢で、翌年長門国（山口県）、筑紫国の大野城・基肄（據）城（福岡・佐賀県）を亡命百濟官人の指導で築城し、同六（六六七）年倭国（奈良県）に高安城、讃岐国（香川県）山田郡に屋島城、対馬国に金田城を築城、さらに同九年（六七〇）に長門国に一城、筑紫国に二城が築かれた。また、史書に築城年代の記載を欠くが、この頃に大津京の在つた近江国（滋賀県）に三尾城、備後国（広島県）に茨城・常城、大宰府管内に三野城・稻穂城等が築かれていたことが知られる。肥後国（熊本県）の鞠智城もその一つである。天武天皇八（六七九）年

には難波京に羅城が設けられた。

八世紀に入ると、西日本では城の修理と停廢が行なわれ、新規築城は神護景雲二（七六八）年完成の筑前国（福岡県）

の怡土城の他、大

宝二（七〇二）年

唱更（薩摩）国（鹿

児島県）に国司の

奏言で建てられた

柵があるに過ぎな

い。これに対して

東北日本では、和

銅二（七〇九）年

初見の出羽柵と天

平五（七三三）年

移転後の秋田城、

養老五（七一二）

年 前後に陸奥国

（宮城県）に相次

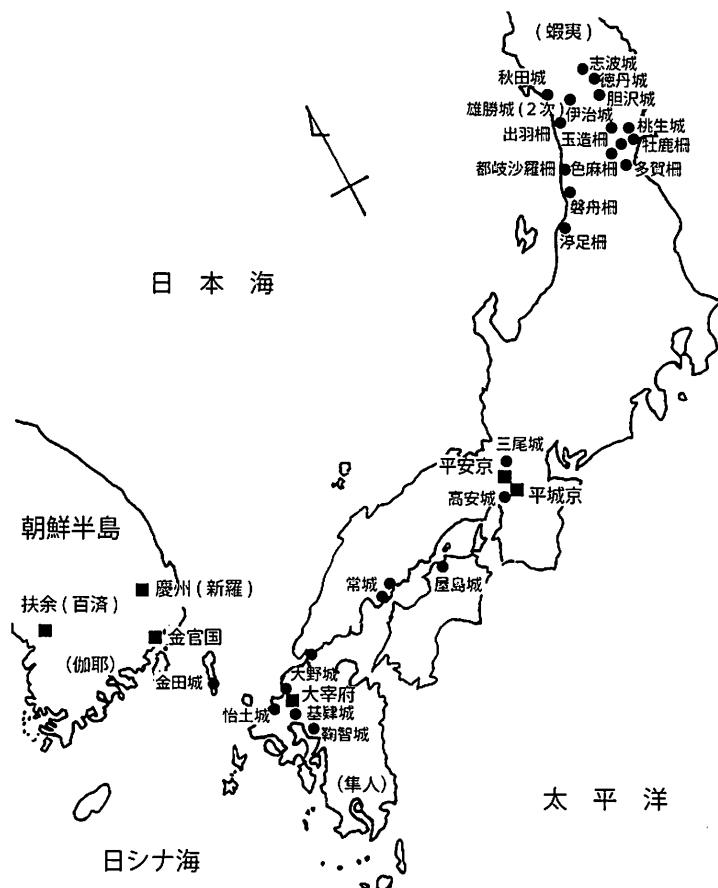


図2 史料に見える日本古代の城

いで建設された多賀柵たがのさと玉造柵たまつくりのさ等五柵、天平宝字三（七五九）年造営の陸奥国（宮城県）の桃生柵もじのぶのさ（城）、同年出羽国（秋田県）の雄勝柵おがらのさ（城）、神護景雲元（七六七）年の陸奥国（伊達城、宝龜一一（七八〇）年造営の陸奥国覚蹟城が相次いで造営され、九世紀初めには北上川中流域の陸奥国（岩手県）内に胆沢城・志波城、弘仁四（八一三）年頃に志波城を遷して徳丹城が造られた。（第一図）

東北日本の城柵は、七世紀～八世紀中葉には「柵」と書かれ、西日本のそれは「城」と書かれている。それ以降には東西ともに「城」と記されるが、造営の表現では西日本の「城」は例外なく「築城」であり、東北日本の多くは「造城（柵）」あるいは「作城（柵）」であつて、「築城」と記載された例は皆無である。また、造営に関する官職名も天平神護元（七六五）年大宰大貳佐さく（さく）の、いまえみし伯今毛人いもい人が「築怡土城專知官」に任命されたのに対して、延暦二十一（八〇二）年坂上田村麻呂は「造陸奥國胆沢城使」を命じられており、性格の相違を示している。また、東北日本の城柵には七世紀中葉から「柵造」・「柵判官」、八世紀以降の出羽柵・多賀柵・秋田城等で国司、胆沢城での鎮守府官人の常駐が史料から窺えるとともに城柵遺跡の中央部に政庁跡の遺構が存在するが、西日本の城では築城・修理時以外には官人常駐の記事は無く、倉庫の遺構群はあるが政庁跡は確認されておらず、古代城の東西の差違を物語つている（註一）。

三、神籠石系山城と朝鮮式山城

近畿地方から九州地方北半部にかけて分布する古代山城跡は、神籠石系山城と朝鮮式山城とに大別されている。朝鮮式山城とは、史書に城名・築城年代が明記される七世紀後半の山城で、百濟の

亡命官人が築城の指導に当つたことが知られ、朝鮮半島の三国時代の山城に形態・構造が類似するものである。大宰府の北と南にある大野城・基肄城がその代表例である。神籠石系山城は、兵庫県以西の瀬戸内海沿岸から九州北部に分布する史書に記載の無い古代山城跡で、明治三十一（一八九八）年に筑後国（福岡県）久留米市の延喜式内大社高良山玉垂神社境内にある「神籠石」と呼ばれる切石列の存在が学会に報告され、その性格を巡つて靈域説と古代山城説が対立、明治末年から大正初年にかけて論争され、類例が各地で報告された。今日では古代山城跡と認識されているが、築造年代では六世紀説から一〇世紀説まで、築造者も大和国家説・地方豪族説・朝鮮半島からの渡来人説等、多様な論が提起された（註二）。

現在では、西日本の各地で史書には記載のない列石・石塙・水門の遺構を有する古代山城跡が発見されており、その発掘調査によつて使用年代は七世紀後半から八世紀と認定されるので、朝鮮式山城と年代的に大差は無い。大野城跡・基肄城跡と南北の高い山上に代表的朝鮮式山城がある

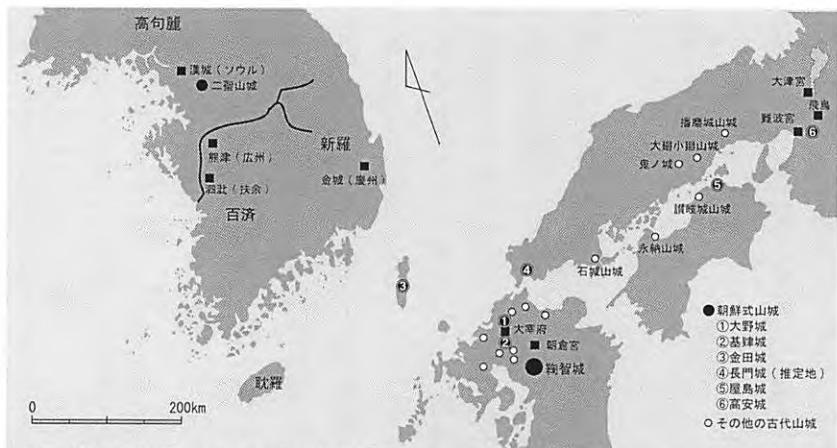


図3 古代山城の分布と古代の朝鮮半島

大宰府地区でも、東方の宮地岳（標高三三三九メートル）で近年無名の古代山城跡が発見されている。（第三図）

これらの西日本の古代山城は立地や構造によつて様々に分類されているが、大観すると国府・郡家等の古代官衙跡の近くに所在し、朝鮮半島の山城と同様に、その多くは戦乱時に地域の官人・住民が避難する「逃げ込み城」としての機能を想定して築城されたと考えられるものである。

四、古代山城としての鞠智城

鞠智城は、築造年代こそ史書に明記されていないが、文武二（六九八）年の大野城・基肄城とともに繕治されたことが『続日本紀』に見え、発掘調査によつて出土遺物の年代等から大野城跡と同年代の築造が推定されているから、朝鮮式山城の一つとすることができる。近年、鞠智城跡の貯水池跡から百濟舶載と推定される小仏像が出土したこと、造営への百濟亡命官人の閔与を暗示すると考えられる。城郭施設については、古代山城跡では山の尾根線上に土壘が築かれ、谷を通過するところで石垣が築かれて、各所に石垣を伴う城門や城内の水を排出する水門が設備されており、大野城跡では北に開いた谷を閉塞する百間石垣のところに北城門跡があり、南部に大宰府口・坂本口・水城口の三ヶ所の城門跡があつて、おのの山麓の大宰府政庁や水城等に対応している。また、西北部の屯水石垣では水門跡も発見されている（第四図）。基肄城跡でも北門・東北門・東南門・南門の遺構が知られており、南門には石垣を伴う大規模な水門跡がある。鞠智城跡でも顯著な石垣はないものの地山削り出しや部分版築の土壘が巡り、東・西・南の三ヶ所で城門に伴う門礎が知られており、北に大き



図4 大野城平面図

(石松好雄・桑原吾郎『古代日本を発掘する 4 大宰府と多賀城』
1985年 岩波書店 12図)

く開いた谷にも門礎こそ未発見ながら北門跡の存在が推定される。鞠智城の西門にあたる池ノ尾門礎附近では石積を伴う水門跡の遺構が検出されており、大野城・基肄城と同様の構成をもつことが知られる。城内の施設としても、大野城跡では創建期の掘立柱構造の建物跡少數を除き大部分が総柱構造の礎石建物跡であり、倉庫としての使用が推定されている。基肄城跡でも多数の礎石建の倉庫跡群が点在する。鞠智城跡でも長者山を含む長者原地区や上原地区で掘立柱建物や礎石建物の倉庫跡が多数発見されており、炭化米の出土から『文徳実録』天安二（八五八）年五月の条に見える「菊地城の不動倉十一宇火ぐ」の記事を裏付けている。このように鞠智城は大野城などの古代山城と基本的に同じ構成を持つていたことがわかる。

一方では、鞠智城跡に他の古代山城跡と異なる点があることも無視できない。①その立地を見ると、神籠石系山城跡を含めて一般の古代山城跡の多くが、玄界灘・瀬戸内海・有明海に面する高い山に立地するに対して、鞠智城跡は海から離れた内陸に位置する。大野城跡・基肄城跡や福岡県朝倉市にある把木^{はぎ}神籠石も内陸部に位置するが大宰府との関係、後者は斎明天皇の朝倉宮との関係で内陸に位置したと考えることができる。しかし、鞠智城跡の近くには有力な官衙施設跡が見られない。強いて挙げれば南方約三・五キロにあつて肥後国菊池郡家跡と推定されている西寺遺跡があるが、古代國家が直接造営・管理した山城が郡家に付随すると見ることは困難である。②城の選地についても、古代山城の多くは標高三百メートル前後の山上から谷を取り込む下り尾根と急斜面の地形があるが、鞠智城跡は最高所でも標高一六九メートル、谷口の最低所は一〇〇メートル前後と平均一四〇メートル前後の比較的平坦な台地上に立地している。③城内にある建物遺構については、鞠智城跡では発掘調

査された長者原地区を中心として長者山地区・上原地区を一部含む地域から七二棟の建物跡が発見されており、規模構造が判明している建物のうち、倉と考えられる総柱建の礎石建物跡二二棟（うち二棟は周囲に掘立柱列を有する）に対し掘立柱建の総柱建物跡は一〇棟を数える。大野城跡に較べて掘立柱の総柱建物の数が多い。さらに官庁舎と考えられる側柱だけの掘立柱建物跡が一六棟もある。「屋」に穎稻を貯蔵することは『正倉院文書』にある天平九（七三七）年の和泉監正税帳（註三）等にも見えるところであるが、鞠智城跡では棟数が多く、かつ床面積の大きい建物もあつて、すべてを穀物を貯蔵する屋や倉の管理棟とすることには無理がある。しかも、中には兵舎かと推定される桁行一〇間×梁行三間の長大な掘立柱建物跡も見られる。さらに、鞠智城跡内の長者原地区と上原地区の境付近では複数の南北棟と東西棟の掘立柱建物跡が「コ」字形に配置されていたと推定される建物群がある。「コ」字形配置の建物群は律令古代の国府・郡家の政庁に見られる建物配置である。そのほか、各二期の交替ある二棟の八角形平面の掘立柱建物跡は、鞠智城跡以外の古代山城では類例を見ない。城内施設の多様性は鞠智城跡の特色であり、城内に比較的平坦な台地を取り込んでいることとともに、多様な官衙施設を設置するために鞠智城が築造された、乃至は官衙施設を建設するために改修されたことを暗示している。

五、鞠智城と古代官道

ここで想起されるのは東北日本に分布する古代城柵跡である。東北日本の古代城柵跡は、七世紀後半に造営されたことが判明している宮城県仙台市太白区の郡山遺跡Ⅰ期官衙跡から、八世紀初頭の

郡山遺跡Ⅱ期官衙跡・名生館遺跡Ⅲ期遺構、八世紀前葉造営の多賀城跡・秋田城跡、八世紀中葉桃生城跡、八世紀後葉の伊治城跡、

九世紀初頭の胆沢城跡・志波城跡とこの時期に移転した雄勝城跡と推定される払田柵遺跡、九世紀前葉の徳丹城跡など数多くの城柵跡が発掘調査されて、立地や規模・遺構の状況が判明している。これ等東北日本の古代城柵跡は、平坦地あるいは比高數十メートルの台地上に立地し、高い丘陵地にあっても高さ百メートルを超えることは無い。その外郭施設は材木列塀・築地塀（一部に石墨を含む）・土墨と多様であるが、城内中央部に「口」ないし「口」字形に建物群を有する点は共通している。曹司や

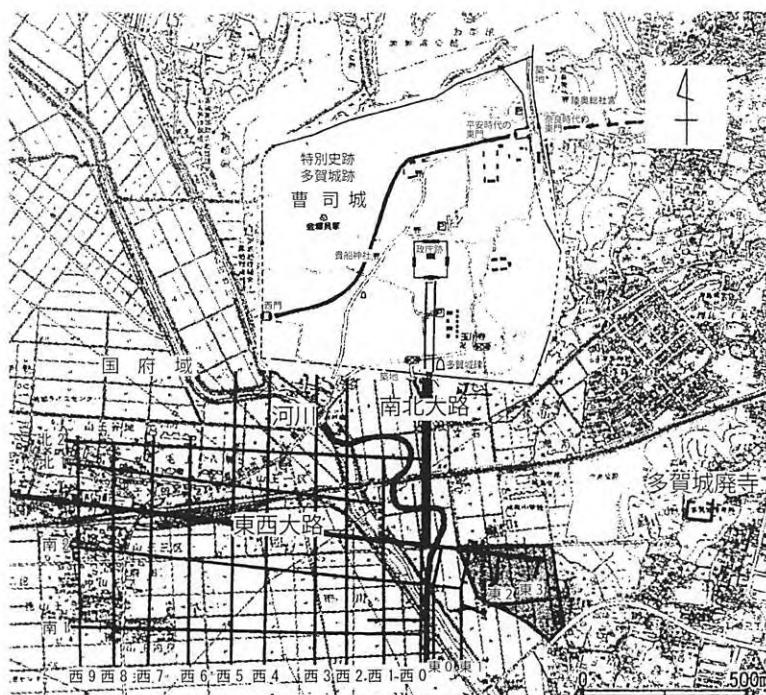


図5 多賀城跡の構成
(青木和夫・岡田茂弘『古代を考える 多賀城と古代日本』2006年
吉川弘文館 25図に加筆)

兵舎と推定される掘立柱建物跡が倉庫跡とともに発見されている（第五図）。郡山遺跡一期官衙跡のように初期の城柵には政庁域の近くに倉庫群を配置する例が認められるが、全時代を通じて城内で倉庫群が卓越することは無い（註四）。東北日本の古代城柵は、律令国家の辺境統治に関わる国府自体や鎮守府などの国家的な統治機能をもつた施設と考えられている。これらの東北日本の古代城柵に類似する施設を有する鞠智城跡は、西日本に分布する他の古代山城とは異なり、単に戦乱時を想定した避難場所ではなく、より積極的な機能を付与されていたと考えざるをえない。付与された機能とは何であろうか？

鞠智城跡は、古代肥後国府と推定される託麻國府（熊本市）と離れている上、延喜式に記載された九州地方の諸駅を結ぶ官道—西海道（註五）からも逸れているため、従来その性格が明らかでなかった。歴史地理学者の木下良は、福岡・佐賀・山口・滋賀の諸県にある「車路」・「車地」地名のほとんどが駅路通過地にあることから、「車路」地名が古代官道の遺称であると提唱した。さらに熊本県菊池市大字吉富字車地が延喜式による西海道のルートとは異なり、肥後国府と鞠智城跡を結ぶ近世の菊池街道にあるため、鞠智城への軍用道路と解釈した（註六）。これを受けて鶴嶋俊彦も、「車路」関係地名を調査し、山鹿市大字鍋田字車路・同大字中字車地・菊池市大字出田字車地・南車地・同大字野間田字車町・同大字西寺字車町が存在することから、筑後・肥後の国境にあつた大水駅から東行して鞠智城の南方を通過し、肥後国府の北側に位置する蚕養駅に至る延喜式に見える西海道ルートより古い駅路の可能性を指摘した（註七）。さらに鶴嶋は肥後国北部の旧山鹿郡・菊池郡・合志郡・山本郡・飽田郡域を精査して、延喜式駅路と異なる駅路を「車路」と呼び、筑後国境から肥後国府に至るに至る

る車路西海道本路と、鞠智城南方から分岐して豊後を抜けて日向国に至る車路豊肥支路を「車路」旧地名や発掘された道路遺構・道路と推定される帶状凹地の存在から推定した(註八)。これ等の道路復原が正鵠を射ているなら、鞠智城は南九州の西海道東西両ルートの結節点に位置することとなる。(第六図)

南九州が東の日向・大隅両国と西の薩摩国に分かれることは知ら

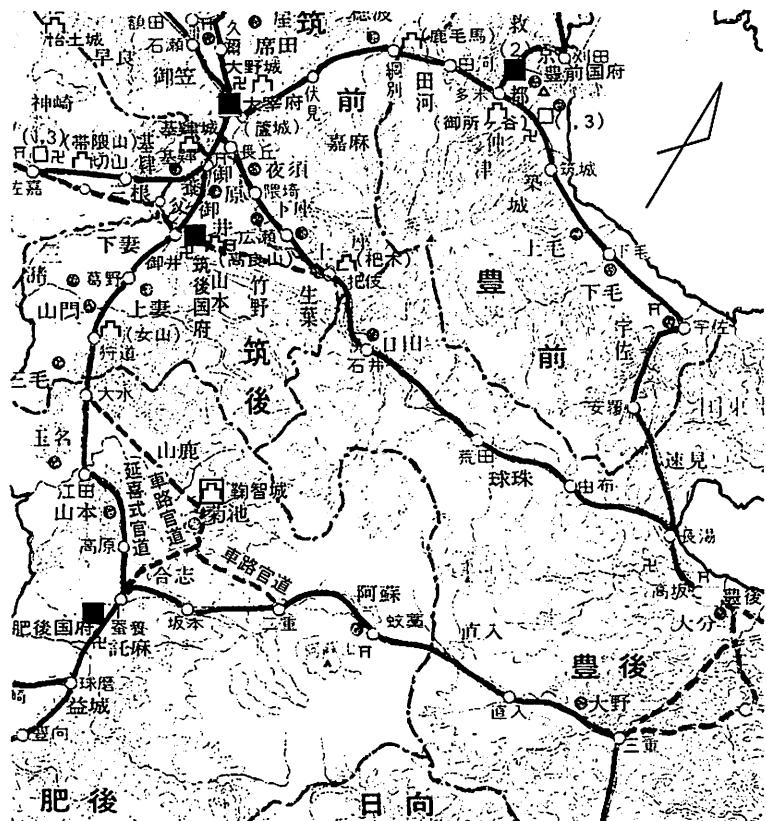


図6 鞠智城と肥後国内の車路・延喜式官道

(『日本歴史地図(原始・古代編下)』1982年 柏書房
木下良作成の19図に加筆修正)

大宝二（七〇二）年七月の薩摩・多祢征討以降の成立であつて、鞠智城築造時はもとより鞠智城の名が史料に初見する文武天皇二（六九八）年にも両国は存在せず、隼人の居住地域であつた。「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を縉治はしむ」と『続日本紀』に記された文武天皇二（六九八）年五月の直前に文忌寸博士・刑部真木ら八人が覇國使として南西諸島に武器を携行して派遣された記事（註九）が見える。翌年七月に南西諸島の多祢・夜久・奄美・度感等の人々が朝貢する成果を挙げ、同一月に使節は帰朝したが、派遣中に後の薩摩・大隅国に當る地域の隼人の首領等から脅迫されたことが史料に見える（註一〇）から、平和な使節ではなかつた。史料に初見する「鞠智城の縉治」は南九州での不測の事態に備えたものと推測できる。すなわち、鞠智城は初期には南九州の統治に關わる大宰府の出先的な機能を有したと考えられる。

註一 青木和夫・岡田茂弘編『古代を考える 多賀城と古代東北』二〇〇六年 吉川弘文館。

註二 小田富士雄編『日本城郭史研究叢書一〇 北九州瀬戸内の古代山城』一九八三年 名著出版。

註三 「和泉監正税帳」竹内理三編『寧樂遺文』上巻 一九四二年 東京堂。

註四 註一に同じ。

註五 『延喜兵部省式』諸国驛傳馬条。

註六 木下良「車路」考『歴史地理研究と都市研究』一九七八年 大明堂。

註七 鶴嶋俊彦「古代肥後國の交通路についての考察」『地理学研究』九号 一九七九年 駒澤大

註八 鶴嶋俊彦「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七号

一九九七年

古代交通研究会。

註九 『続日本紀』卷第一 文武天皇二年夏四月壬寅条。

註一〇 『続日本紀』卷第一 文武天皇四年六月庚辰条。